

年金記録訂正請求に係る答申について

北海道地方年金記録訂正審議会

平成28年3月2日答申分

○答申の概要

(1) 年金記録の訂正の必要があるとするもの 1件

厚生年金保険関係 1件

(2) 年金記録の訂正を不要としたもの 4件

厚生年金保険関係 4件

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500195 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500065 号

第1 結論

請求者の船舶所有者A氏における船員保険被保険者資格の取得年月日を昭和50年2月1日から同年1月8日に訂正し、同年1月の標準報酬月額を7万6,000円とすることが必要である。

昭和50年1月8日から同年2月1日までの期間については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる被保険者期間として記録することが必要である。

事業主(船舶所有者)が請求者に係る昭和50年1月8日から同年2月1日までの期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和30年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和50年1月8日から同年2月1日まで

年金記録を確認したところ、私が乗船していたB丸の船舶所有者A氏における船員保険の被保険者資格取得日は、昭和50年2月1日と記録されている。

船員手帳に記載されている同船舶所有者における雇入年月日は、昭和50年1月8日となっているので、被保険者資格取得日を同日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者が所持する船員手帳のB丸に係る記載(昭和50年1月8日雇入、昭和50年11月1日雇止)、乗船当時の状況に関する請求者の詳細な陳述及びB丸の船舶所有者の回答から判断すると、請求者は、請求期間において、B丸に乗船していたものと認められる。

また、当該船舶所有者は、B丸の乗組員について、乗船期間中は全員を船員保険に

加入させ、毎月の給料から船員保険料を控除していたと思うと述べているところ、請求者の船員手帳に記載されているB丸の船長は、当該船舶所有者に係る船員保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）により、請求期間中に船員保険の被保険者資格を取得していることが確認できる。

さらに、被保険者名簿において、請求期間中又はその前後に被保険者記録が確認できる同僚9人に照会し、回答を得られた3人はいずれも「乗船期間中については、乗組員全員が船員保険に加入し、毎月の給料から船員保険料が控除されていた。」と回答していることから、請求期間において、請求者のみ異なる取扱いをしていたとは考え難い。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者は、請求期間において、請求期間に係る船員保険料を事業主（船舶所有者）により給与から控除されていたものと認められる。

また、請求期間に係る標準報酬月額、被保険者名簿で確認できる被保険者資格取得時（昭和50年2月1日）の記録から、7万6,000円とすることが妥当である。

なお、事業主（船舶所有者）が請求者に係る請求期間の船員保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主（船舶所有者）は、昭和50年1月について、請求者の船員保険被保険者資格取得届を社会保険事務所（当時）に提出したか否か、また、船員保険料を納付したか否かについては不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主（船舶所有者）が請求どおりの船員保険被保険者資格の取得年月日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が見当たらないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500177 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500063 号

第1 結論

請求者のA社(現在は、B社)における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 29 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 60 年 10 月 25 日から同年 12 月 2 日まで

請求期間は、A社でC社の設立準備に従事しており、所持する年金手帳にも被保険者となった日が昭和 60 年 10 月 25 日と記載されているが、年金記録によると、厚生年金保険の被保険者資格取得日は昭和 60 年 12 月 2 日とされているので、調査の上、昭和 60 年 10 月 25 日に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、B社から提出された社員カードにより、昭和 60 年 10 月 25 日付けでA社に入社したことが確認できる。

しかしながら、B社は、請求期間当時における厚生年金保険の取扱いについて、「当時の資料は残されていないため不明であるが、C社の設立準備期間中に採用された多数の職員に係る厚生年金保険の加入手続については、昭和 60 年 12 月 2 日付けでまとめて行ったようである。」と回答している上、請求者が請求期間当時、一緒に勤務していたとする同僚は、入社日と厚生年金保険の資格取得日が相違しており、A社は、全ての職員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

また、A社において、請求者と同日の昭和 60 年 12 月 2 日に厚生年金保険の被保険者資格を取得している同僚は、「私が入社した日は昭和 60 年 11 月 12 日だが、厚生年金保険の資格取得日は昭和 60 年 12 月 2 日になっている。」と回答しているところ、同

人が所持する給与明細書によると、厚生年金保険に加入する前の期間について、厚生年金保険料は控除されていないことが確認できる上、請求期間当時、社会保険事務担当であった者は、「当時は多数の職員を採用したので、まとめて厚生年金保険の加入手続きを行った。加入手続きをする前は、給与から厚生年金保険料を控除していない。」と回答していることから、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料についても、控除されていなかったと推認される。

さらに、請求者が提出した年金手帳には、C社において被保険者となった日の欄に昭和60年10月25日と記載されているところ、請求者が請求期間当時一緒に勤務したとして名前を挙げた同僚から提供された年金手帳の同欄には、当該同僚の厚生年金保険の被保険者資格取得年月日ではなく、入社した日が記載されていることから、当該年金手帳の記載をもって、請求者が請求期間において厚生年金保険の被保険者であったと認めることはできない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500181 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500064 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 19 年 8 月
② 平成 19 年 12 月
③ 平成 20 年 7 月
④ 平成 20 年 12 月

年金記録を確認したところ、A社から支給された請求期間①から④までの標準賞与額が記録されていない。賞与から厚生年金保険料が控除されていたので、正しい年金記録に訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

請求者及び複数の同僚は、請求期間①から④までの賞与が口座振込により支給されていたと回答しているが、請求者の給与振込口座における平成 19 年 6 月から平成 20 年 12 月までの入金状況を確認したところ、A社から給与の振込は確認できるものの、賞与の振込は見当たらない。

また、請求者は、請求期間①から④までに係る賞与明細書等を所持していない上、A社は、オンライン記録によると、平成 24 年 2 月 29 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっており、当時の代表取締役役に照会したが、回答が得られなかったことから、請求者の請求期間①から④までにおける賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を確認することができない。

さらに、請求期間①から④当時、請求者が住民登録をしていたB市から提出された

請求者の平成 20 年度分及び平成 21 年度分の給与支払報告書の写しに記載されている給与支払金額及び社会保険料等のそれぞれの年間総額は確認できるものの、請求期間①から④までの各期ごとの賞与支給額及び厚生年金保険料控除額を推認することができない。

加えて、A 社が加入していた C 健康保険組合は、請求期間①から④における請求者に係る賞与の記録はないと回答している。

このほか、請求者の請求期間①から④までにおける厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として全ての請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500025 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500066 号

第1 結論

請求期間①について、請求者のA社における厚生年金保険の標準報酬月額の訂正を認めることはできない。

請求期間②、③及び④について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 61 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成 22 年 5 月 1 日から平成 23 年 11 月 15 日まで

② 平成 22 年 8 月 11 日

③ 平成 22 年 12 月 20 日

④ 平成 23 年 8 月 10 日

A社を退職した後に、同社における厚生年金保険の標準報酬月額及び標準賞与額が相違していることについて年金事務所に相談したところ、年金事務所は、同社の調査を行い、二度にわたって標準報酬月額及び標準賞与額の訂正を行っている。

しかし、上記訂正後の記録の一部は、保険料の徴収権の時効により、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第 75 条本文該当)になっているので、請求期間①の標準報酬月額及び請求期間②、③及び④の標準賞与額について、将来の年金額に反映するよう、正しい記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間①について、請求者から提出された給料明細書及び給与振込口座に係る預金通帳の写し並びにA社から提供された給与台帳により、請求者は、平成 22 年 5 月から同年 9 月までは 26 万円、同年 10 月から平成 23 年 10 月までは 30 万円の標準報酬月額に見合う給与の支払を受けていたことが確認できる。

また、請求期間②、③及び④について、請求者から提出された賞与明細書及び賞与振込口座に係る預金通帳の写し並びに当該事業所から提供された特別手当明細書により、請求者は、請求期間②は5万円、請求期間③は20万円、請求期間④は30万円の標準賞与額に見合う賞与の支払を受けていたことが確認できる。

しかし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づく記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が請求者の給与又は賞与から厚生年金保険料を源泉控除していた事実が認められる場合であるとされているところ、当該事業所は、「当社に勤務する船員については、給与及び賞与から厚生年金保険料を控除しておらず、その全額を会社が負担している。」と回答している上、上述の資料により、請求期間①から④までに支払った給与及び賞与から厚生年金保険料を控除していなかったことが確認できる。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間①から④までに係る厚生年金保険料を事業主により給与又は賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 北海道(受)第 1500176 号

厚生局事案番号 : 北海道(厚)第 1500067 号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の取得年月日及び喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和 18 年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和 47 年 11 月 12 日から昭和 50 年 1 月 15 日まで

請求期間当時、A社のB市内にあった支店に勤務し、事務及び来客応対等の業務に従事していたが、年金記録によると、請求期間の厚生年金保険の加入記録が確認できない。

請求期間について、厚生年金保険の被保険者期間として記録し、年金額に反映するように訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者は、雇用保険被保険者記録及び複数の同僚の陳述から判断すると、請求期間において、A社に勤務していたことが認められる。

しかしながら、当該事業所は、厚生年金保険適用事業所名簿によると、昭和 50 年 3 月 30 日に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、事業主は死亡していることから、事業主の子で請求期間当時に取締役であった二人に照会したところ、いずれも「当時の資料を廃棄しており、当時の状況は不明である。」と回答しており、請求者の請求期間における厚生年金保険の適用及び同保険料控除について確認することができない。

また、請求者は、請求期間当時に、当該事業所のB市内にあった支店において一緒に勤務したとする上司及び同僚合計 14 人の名前を挙げているところ、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者原票（以下「被保険者原票」という。）によると、当

該 14 人のうち 7 人は、厚生年金保険の被保険者であったことが確認できるものの、他の 7 人（請求者の父を含む。）については、同保険の被保険者であった記録が確認できないことから判断すると、請求期間当時、当該事業所では、採用した従業員について、一律に厚生年金保険に加入させる取扱いを行っていなかったものと考えられる。

さらに、請求者が名前を挙げた上述の同僚のうち、生存及び所在が確認できた二人のほか、当該事業所に係る被保険者原票により、請求期間当時、当該事業所において厚生年金保険の被保険者であったことが確認できる者のうち、生存及び所在が確認できた 17 人（事業主の子を除く。）の合計 19 人に対し、当該事業所における厚生年金保険の取扱いについて照会し、16 人から回答が得られたものの、いずれの者からも、請求者の請求期間に係る厚生年金保険料が事業主により給与から控除されていたことをうかがわせる陳述は得られなかった。

加えて、当該事業所に係る被保険者原票に請求者の名前は無く、健康保険の整理番号に欠番も無いことから、請求者の記録が欠落したものとは考え難い。

その上、請求者は、C 国民健康保険組合から提供された第一種組合員台帳により、同組合の組合員であった請求期間当時の夫と同一世帯の家族として、請求期間のうち昭和 48 年 2 月 5 日以後の期間について、国民健康保険の被保険者であったことが確認できる。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として、請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。